

平成十二年政令第四百七十九号

資産の流動化に関する法律施行令

内閣は、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行令（平成十年政令第二百七十九号）の全部を改正するこの政令を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 特定目的会社制度（第二条―第四十八条）
- 第三章 特定目的信託制度（第四十九条―第七十三条）
- 第四章 雑則（第七十四条―第七十七条）

附則

第一章 総則

（定義）

第一条 この政令において「特定資産」、「特定目的会社」、「優先出資」、「特定社債」、「特定目的信託」又は「受託信託会社等」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する特定資産、特定目的会社、優先出資、特定社債、特定目的信託又は受託信託会社等をいう。

第二章 特定目的会社制度

（業務開始届出に記載する政令で定める使用人等）

第二条 法第四条第二項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十条第一項第六号（法第七十二条第二項及び第六百六十七條第七項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める使用人は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。

（資産流動化計画の計画期間）

第三条 法第五条第二項に規定する政令で定める特定資産の区分は、次の各号に掲げる区分とし、同項に規定する政令で定める期間は、当該区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 次に掲げる特定資産 二十年
  - イ 動産（有価証券を除く。）
  - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 二 次に掲げる特定資産 二十五年
  - イ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権又は育成者権（これらの権利を利用する権利を含む。）
  - ロ イに掲げるもののみを信託する信託の受益権又はイに掲げるもの及び前号イに掲げるもののみを信託する信託の受益権
- 三 前二号に掲げる特定資産以外の特定資産 五十年

第四条 削除

（発起人等の責任を追及する訴えについて準用する会社法の規定の読替え）

第五条 法第二十五条第四項の規定において発起人、設立時取締役又は設立時監査役の責任を追及する訴えについて会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

規定	読み替える会社法の読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十八条	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九条第一項	株式会社等	特定目的会社

責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七條発起人、設立時取締役の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時までに役又は設立時監査役その原因となった事実が生じた責任又は義務に係るもの）の責任を追及する訴に限り、最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）

第八百四十九条第四項及び第五項並びに第八百五十条第一項から第三項まで  
第五十五条、第二百二条の二第二項、第三百三条第三項、第百三十三條の二第二項、第二百八十五條第二項において六条の二第二項、第四百二十四條（第四百八十六條第四項準用する第五十五条項（同項ただし書に規定する場合を含む。）、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項

第八百五十二条第一項及び第二項  
株式会社等  
特定目的会社

第八百五十三條第三項  
株式会社等  
特定目的会社

（特定目的会社の特定社員名簿管理人について準用する会社法の規定の読替え）  
第六條 法第二十八條第三項の規定において特定目的会社の特定社員名簿管理人について会社法第二百一十三條の規定を準用する場合には、同条中「株主名簿」とあるのは、「特定社員名簿」と読み替えるものとする。  
（特定目的会社の特定出資について準用する会社法の規定の読替え）  
第七條 法第三十條第二項の規定において特定目的会社の特定出資について会社法第三百三十四條の規定を準用する場合には、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十四條本文	株式取得者が取得した株式が譲渡特定社員以外の者が譲渡により制限株式である場合	特定出資を取得する場合
第三百三十四條第一号、第二号及譲渡制限株式	制限株式である場合	特定出資
第四百四号		特定出資

（指定買取人について準用する会社法の規定の読替え）  
第八條 法第三十一條第八項の規定において指定買取人について会社法第四百二十二條第一項及び第二項の規定を準用する場合には、これらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十二條第一項第二号	対象株式の数（種類株式発行会社に資産流動化法第三十一條第七項に規定する対象株式の種類及び種類の数）	特定出資の口数

<p>第四百二十二条第二項 対象株式の数</p>	<p>資産流動化法第三十一条第七項に規定する特定出資の口数</p>
<p>2 法第三十一条第八項の規定において同項において準用する会社法第四百二十二条第一項の規定による通知について同法第四百四十四条第五項の規定を準用する場合には、同項中「数」とあるのは、「口数」と読み替えるものとする。</p>	<p>十一 法第二百二十九条第二項において準用する会社法第七百三十九条第二項 十二 法第八十条第四項において準用する会社法第五百五十五条第三項 十三 法第二百四十五条第二項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法（平成十八年法律第八十号）第六十六条第一項 十四 法第二百四十九条第一項（法第二百五十三条において準用する場合を含む。）において準用する信託法第二百四十四条第三項</p>
<p>第九条 法第三十二条第六項の規定において特定目的会社の特定出資に係る登録特定出資質権者については、同項中「前項」とあるのは、「資産流動化法第三十二条第五項」と読み替えるものとする。</p>	<p>2 前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</p>
<p>第十條 法第三十三条第三項の規定において同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する場合には、法第三十二条の規定を準用する場合には、同条第一項の規定に基づき特定出資を信託する会社法の規定を含む。）に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第十二条 法第三十六条第五項の規定において同条第一項の特定目的会社の募集特定出資について会社法第二百二条第一項第一号及び第二百四十四条第二項の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>
<p>第三十二条第五項 読み替えられる法の規定</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 読み替えられる法の規定</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 特定出資に</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 登録特定出資質権者</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 質権者</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 特定出資信託の受益権に</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>
<p>第三十二条第六項 同項各号</p>	<p>読み替えられる法の規定</p>

第八百五十二條第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社	六条の二第二項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項準用する第二百十三項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三條の二第二項及び資項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分流動化法第九十四項について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第四項
第八百五十二條第三項	第八百四十九條第一項	資産流動化法第三十條第十項において準用する第八百四十九條第一項	資産流動化法第三十條第十項において準用する第八百四十九條第一項
第八百五十三條株式会社等一項	特定目的会社	特定目的会社	特定目的会社
<p>（特定目的会社の特定出資の併合について準用する会社法の規定の読替え）</p> <p><b>第十四條</b> 法第三十八條の規定において特定目的会社の特定出資の併合について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>			
読み替える会社法の規定	読み替える字句	読み替える字句	読み替える字句
第八百八十一條第一項	同項各号	前条第二項各号	
第八百八十二條第一項	株式（種類株式発行会社にあつては、第八百八十二條第二項第三号の種類の株式。以下この項において同じ。）	特定出資	
第八百八十二條の二第二項	同項各号	資産流動化法第三十八條において準用する第八百八十二條第二項第一号及び第二号	資産流動化法第三十八條において準用する第八百八十二條第二項第一号及び第二号
第八百八十二條の二第二項第一号	第三百十九條第一項	資産流動化法第六十三條第一項	資産流動化法第六十三條第一項
第八百八十二條の四第七項	第三百三十三條	資産流動化法第三十條第二項において準用する第三百三十三條	資産流動化法第三十條第二項において準用する第三百三十三條
第八百八十二條の六第二項	発行済株式（種類株式発行会社にあつては、第八百八十二條の六第二項第三号の種類の発行済株式）	特定出資	特定出資
第二百三十四條第二項	市場価格のある同項の株式については市場価格として法務省令で定める方法により算定される額をもつて、市場価格のない同項の株式については	同項の特定出資について	同項の特定出資について

（募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知する不動産の鑑定評価を要する権利等）

**第十五條** 法第四十條第一項第八号イに規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 土地又は建物の賃借権、地上権その他の土地又は建物を使用し、又は収益することができる権利（所有権を除く。）
  - 二 信託の受益権であつて土地若しくは建物又は前号に掲げる権利のみを信託するもの（受益権の数が一であるものに限る。）
- 2 法第四十條第一項第八号イに規定する政令で定める不動産鑑定士は、不動産鑑定士であつて次に掲げる者以外のものとする。
- 一 当該特定目的会社の役員（法第六十八條第一項に規定する役員をいい、役員が法人であるときは、その社員。次項において同じ。）又は使用人

3

二 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五十二号）の規定により、法第四十條第一項第八号イの規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

法第四十條第一項第八号ロに規定する特定目的会社以外の者であつて政令で定めるものは、次に掲げる者とする。

- 一 弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人であつて次に掲げる者以外のもの
- イ 弁護士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
- (2) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

- ロ 弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人にあつては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ（一）に掲げる者があるもの
- (2) 弁護士法又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

- 二 公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）第十六條の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下この号において同じ。）又は監査法人であつて、次に掲げる者以外のもの
- イ 公認会計士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
- (2) 公認会計士法の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者
- ロ 監査法人にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該特定目的会社の会計参与
- (2) その社員のうちにイ（一）に掲げる者があるもの
- (3) 公認会計士法の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

- 三 弁理士又は弁理士法人であつて次に掲げる者以外のもの（特定資産が特許権、実用新案権、意匠権、商標権若しくは回路配置利用権（これらを利用する権利を含む。）、技術上の秘密（秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。）若しくは著作権又はこれらのみを信託する信託の受益権の場合に限る。）
- イ 弁理士にあつては、次に掲げる者

- (1) 当該特定目的会社の役員又は使用人
- (2) 弁理士法（平成十二年法律第四十九号）の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

- ロ 弁理士法人にあつては、次に掲げる者
- (1) その社員のうちにイ（一）又は（二）に掲げる者があるもの
- (2) 弁理士法の規定により、法第四十條第一項第八号ロの規定による調査に係る業務をすることができない者

四 前三号に掲げるもののほか、特定資産の評価に関し専門的知識を有する者として内閣府令で定めるもの



第三百七十五条第一項	株主（監査役設置会社にあつては、監査役）	監査役
第三百七十八条第一項第一号	第一週間（取締役会設置会社にあつては、二週間）前日（第三十九条第一項）	化法第六十三条第一項
第二十八条	（特定目的会社における責任追及の訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 法第九十七条第二項の規定において特定目的会社における責任追及の訴えについて会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える会社法の規定の読み替えられる字句	読み替える字句
第八百四十七条第三項第一項及び第四項	第一項	資産流動化法第九十七条第一項
第八百四十七条第五項	第一項及び	資産流動化法第九十七条第一項及び
第八百四十八条	第一項の	同条第一項の
第八百四十九条第一項	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九條第四項及び第五項並びに第八百五十條第一項から第三項まで	責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで）にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）	特定目的会社
第八百五十條第四項	第五十五條、第二百二條の二第二項、第二百三條第三項、第二百四條第五項、第二百三十三條の二第二項、第二百四條第四項及び第二百四十六條第四項において準用する場合を含む。、第四百六十二條第三項（同項ただし書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四條第二項及び第四百六十五條第二項	特定目的会社
第八百五十二條第一項及び第二項	株式会社等	特定目的会社
第八百五十二條第三項	第八百四十九條第一項	資産流動化法第九十七條第二項において準用する第八百四十九條第一項
第八百五十三條第一項	株式会社等	特定目的会社
第二十九条	（優先資本金の額の減少をする場合について準用する法の規定の読替え） 法第一百十條第四項の規定において同条第一項の規定による優先資本金の額の減少をする場合について法第六十四條第二項の規定を準用する場合には、同項中「前項の決議」とあるのは、「前項の決定」と読み替えるものとする。	

  

第三十条	（特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて準用する会社法の規定の読替え） 法第一百十二條の規定において特定資本金の額又は優先資本金の額の減少の無効の訴えについて会社法第八百三十六條第一項の規定を準用する場合には、同項中「株主又は設立時株主」とあるのは、「社員」と読み替えるものとする。	
第三十一条	（取締役の責任等について準用する会社法の規定の読替え） 法第九十九條第一項の規定において特定目的会社の社員について会社法第四百六十三條第一項の規定を準用する場合には、同項中「金銭等に」とあるのは、「配当金の額又は分配金の額に」と読み替えるものとする。	
2	法第九十九條第一項の規定において法第三十八條において準用する会社法第八十二條の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任、法第五十條第一項において準用する会社法第八十二條の四第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任及び法第一百五十三條第一項の規定による請求に応じた特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十四條の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四百六十四條第一項	は第八百八十二條の四第一項の規定による請求、資産流動化法第五十條第一項において準用する第八百八十二條の四第一項の規定による請求又は	資産流動化法第一百五十三條第一項
第一項	株式を	特定出資又は優先出資を
	株主	特定社員又は優先出資社員
	株式の	特定出資又は優先出資の
	業務執行者	取締役
第四百六十四條第二項	総社員	総社員
3	法第九十九條第一項の規定において法第一百十八條の規定による特定目的会社の取締役の責任について会社法第四百六十五條第二項の規定を準用する場合には、同項中「総株主」とあるのは、「総社員」と読み替えるものとする。	
4	法第九十九條第二項の規定において法第一百七十七條の規定による同条に規定する特定目的会社の取締役の責任を追及する訴え並びに法第一百十八條の規定及び法第九十九條第一項の規定において準用する会社法第四百六十四條の規定による特定目的会社の取締役の責任を追及する訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	
読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第八百四十八條	株式会社又は株式交換等完全子会社（以下この節において「株式会社等」という。）	特定目的会社
第八百四十九條第一項	株式会社等	特定目的会社
	責任追及等の訴え（適格旧株主にあつては第八百四十七條の二第一項各号に掲げる行為の効力が生じた時まで）にその原因となつた事実が生じた責任又は義務に係るものに限る。最終完全親会社等の株主にあつては特定責任追及の訴えに限る。）	責任追及等の訴え
第八百四十九條第四項及び第五項並	株式会社等	特定目的会社



第七百二十九条 第一項	第七百七条(第七百十四條の七において準用する場合を含む。)	四第三項(同条第二項第三号に掲げる行為に係る部分に限る。)並びに資産流動化法第二百七条第八項又は資産流動化法第二百七条の二第二項において準用する第七百十四條の七において準用する第七百七条の七	担保付社債信託法(平成十七年法律第五号)の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)(以下この表において第八十六号)第七百二条第二百二十六条(以下「担保法」という。)
第七百三十五条 の二第一項	第七百十四條の七	資産流動化法第二百七条の二第二項において準用する第七百十四條の七	担保付社債信託法(平成十七年法律第五号)の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)(以下この表において第八十六号)第七百二条第二百二十六条(以下「担保法」という。)
第七百三十七条 前条 第二項において 準用する資産流 動化法第二百 七条第八項にお いて準用する第 七百八条	「知れている債権者」とあるのは	「知れている債権者」とあるのは、	担保付社債信託法(平成十七年法律第五号)の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)(以下この表において第八十六号)第七百二条第二百二十六条(以下「担保法」という。)
第七百四十一条 第三項	第七百八十九條第二項及び第八百十條第二項中「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるものに限る。)」とあるのは「知れている債権者(同項の規定により異議を述べることができるもの)に限り、社債管理者又は社債管理補助者があつては当該社債管理者又は社債管理補助者を含む。」とする	資産流動化法第二百七条の二第二項において準用する第七百十四條の二第二項第一号	担保付社債信託法(平成十七年法律第五号)の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)(以下この表において第八十六号)第七百二条第二百二十六条(以下「担保法」という。)
第八百六十八條 第四項	第七百五條第四項及び第七百六條第四項の規 定、第七百七条、第七百一十一條第三項、第七 百十三條並びに第七百十四條第一項及び第三 項(これらの規定を第七百十四條の七において 準用する場合を含む。)の規定並びに第七 百十八條第三項	資産流動化法第二百七条の二第二項第一号	担保付社債信託法(平成十七年法律第五号)の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)(以下この表において第八十六号)第七百二条第二百二十六条(以下「担保法」という。)
第三十六條 第三項	(特定社債に関する法令の適用) 第七百三十條に規定する政令で定める法令は、担保付社債信託法(第二十三條を除く。)及び担保付社債信託法施行令(平成十四年政令第五十一号)とし、特定社債に係るこれらの法令の規定の適用については、特定社債権者、特定社債券、特定社債管理者、特定社債管理補助者、特定社債原簿、特定社債権者集会又は代表特定社債権者は、それぞれ会社法第四編に規定する社債権者、社債券、社債管理者、社債管理補助者、社債原簿、社債権者集会又は代表社債権者とはみなす。この場合において、次の表の上欄に掲げる法令の規定中の字句で同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄の字句と読み替へるものとする。	読み替へる字句	読み替へる字句

<p>担信法第四十七条会社法第七百四十一条第資産の流動化に関する法律第二百二十九条第二項において第三項及び第四十三項 八条第三項</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>(転換特定社債について準用する会社法の規定の読替え) 第三十七条 法第三十八条第一項の規定において特定目的会社の転換特定社債について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える会社法の読み替えられる字句読み替える字句</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第二百十条 発行又は自己株式発行</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第二百十二条第一項 募集株式の引受人</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第二百十二条第一項 募集株式を 当該募集株式を</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第九百十五条第三項 第一項の規定にか かわらず</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>2 法第三十八条第二項の規定において同条第一項において準用する会社法第二百十二条第一項の規定による支払を求める訴えについて同法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。 読み替える会社法の規定 読み替えられる字句</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百四十八条 株式会社又は株式交換等完全子会社(以下この節において「株式会社等」という。)</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百四十九条第一項 株式会社等</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百四十九条第四項及び第五項、第八百五十条第一項から第三項まで並びに第八百五十二条第一項及び第二項</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百五十三条第一項 (新優先出資引受権付特定社債等について準用する会社法の規定の読替え) 第三十八条 法第四十七条第一項の規定において新優先出資引受権付特定社債等について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百五十三条第一項 株式会社等</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百五十三条第一項 株式会社等</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百五十三条第一項 株式会社等</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>
<p>第八百五十三条第一項 株式会社等</p>	<p>読み替える会社法読み替えられる読み替える字句 株式会社 特定目的会社</p>





第四百九十六條第二項	株主	社員	株主	社員
第四百九十八條	第四百九十四條第一項	資産流動化法第七十七條第一項	株主	社員
4 法第七十八條第四項の規定において清算特定目的会社について会社法第五百五条及び第五百六条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五百五条第一項	株主は 清算人の決定（清算人会設置会社にあつては、清算人 会の決議）	社員は	社員は	社員は
第五百五条第一項第二号	数	口数	口数	口数
第五百五条第二項及び第三項	株主	社員	社員	社員
第五百五条第二項及び第三項	株主	社員	社員	社員
第五百六条	満たない数	満たない口数	満たない口数	満たない口数
5 法第七十九條第一項の規定において特定目的会社の清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四百九十九條第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第四百九十九條第一項	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五百二条及び第五百三条第三項	株主	社員	社員	社員
第五百二十八條第一項	第四百七十八條第一項第一号	資産流動化法第六十七條第一項第一号	株主	社員
(清算特定目的会社の特別清算について準用する会社法の規定の読替え)				
第四十四條	法第八十條第四項の規定において清算特定目的会社の特別清算について会社法の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替えられる会社法の規定	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第五百二十二條	第四百九十二條第三項	資産流動化法第七十六條第一項	株主	社員
第五百二十三條及び第五百二十四條第一項	株主	社員	株主	社員
第五百三十二條第二項	株式	特定出資又は優先出資	株主	社員
第五百三十四條	及び第五百二十九條ただし書を、 除く	第五百二十九條ただし書及び第五百三十條第二項を除く	株主	社員
第五百四十條第一項及び第二項	株主の 株主名簿記載事項	社員の 資産流動化法第二十八條第一項各号に掲げる事項又は資産流動化法第四十三條第一項各号に掲げる事項	株主	社員
第五百四十一條第一項	株主の 株主名簿に	特定社員名簿又は優先出資社員名簿に	株主	社員
第五百四十二條第二項	株主	社員	株主	社員
第五百四十二條第一項	株主	社員	株主	社員
第五百四十三條	株主	社員	株主	社員
第五百六十二條	第四百九十二條第一項	資産流動化法第七十六條第一項	株主	社員
第五百七十三條	株主	社員	株主	社員
第八百八十条第一項	第二編第九章第一節（第五百八条を除く。）	（資産流動化法第七十九條第一項において準用する第五百八条を除く。）	株主	社員
第八百八十一條	第二編第九章第二節（第五百四十七條第三項を除く。）	（資産流動化法第八十條第四項において準用する第五百四十七條第三項を除く。）	株主	社員
第八百八十六條第一項	第二編第九章第二節	（資産流動化法第八十條第四項において準用する第五百四十七條第三項を除く。）	株主	社員
第八百八十七條第一項	同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節	（資産流動化法第八十條第四項において準用する第五百四十七條第三項を除く。）	株主	社員
第八百八十七條第一項	同章第一節若しくは第二節若しくは第一節（同章第一節の規定による申立てに係る事件に係る部分に限る。）若しくはこの節	（資産流動化法第八十條第四項において準用する第五百四十七條第三項を除く。）	株主	社員
第八百八十八條第一項	株主	社員	株主	社員
第九百三十八條第二項	第四百七十九條第四項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項においては準用する第三百五十一條第二項	（資産流動化法第六十八條第五項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項においては準用する第三百五十一條第二項）	株主	社員
第四十五條 削除				
(制限される使用人)				
第四十六條	法第九十八條に規定する政令で定める者は、営業所の業務を統括する者その他これに準ずる者として内閣府令で定めるものとする。	（資産流動化法第六十八條第五項において準用する第三百四十六條第二項又は第四百八十三條第六項においては準用する第三百五十一條第二項）	株主	社員
第四十七條	法第二百九條第一項の規定において資産対応証券の募集等を行う特定目的会社及び資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人について金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
読み替えられる金融商品取引法	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句	読み替えられる字句
第三十六條	業務	業務	株主	社員
第三十七條第一項	その行う金融商品取引業	その行う募集等業務	株主	社員
第三十七條第一項第三号	金融商品取引業の 募集等業務に	募集等業務の 募集等業務に	株主	社員
第三十七條第二項	金融商品取引業に 募集等業務に	募集等業務に 募集等業務に	株主	社員
第三十七條の三第一項	金融商品取引契約を	資産対応証券の募集等に関する契約又はその募集等の取扱いに関する契約	株主	社員









第七百三十一條第一項前段及び第七百三十三條	<p>第七百三十一條第一項前段及び第七百三十三條                  (計算書類等)について準用する会社法の規定の読替え)                  第六十四條 法第二百六十四條第五項の規定において同条第一項の資料について会社法第四百四十二條第三項の規定を準用する場合には、同項中「株主」とあるのは「受益証券の権利者」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。                  (利益の特定資産組入れ)                  第六十五條 法第二百六十六條の規定により特定資産の管理又は処分により得られる利益を特定資産とする場合は、当該利益につき課される公租公課を控除するものとする。                  (受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について準用する会社法の規定の読替え)                  第六十六條 法第二百六十八條第三項の規定において受益証券の権利者の権利の行使に関する利益の供与について会社法第二百二十條第二項及び第三項の規定を準用する場合には、これらの規定中「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式会社」とあるのは「受託信託会社等」と、「株式会社又はその子会社」とあるのは「受託信託会社等」と読み替えるものとする。                  (反対権利者の買取請求について準用する信託法の規定の読替え)                  第六十七條 法第二百七十一條第五項の規定において同条第一項の受益権の買取りの請求について信託法の規定を準用する場合には、同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>第七百三十一條第一項前段及び第七百三十三條                  権利者集会</p>
<p>第六十四條 受益証券(第八十條第一項に規定する受益証券をいう。)</p>	<p>特定目的信託の受益権の</p>	<p>以下この章において                  (同じ。)</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受託信託会社等</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受益証券の権利者</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受託信託会社等</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受益証券の権利者</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受託信託会社等</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受益証券の権利者</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受託信託会社等</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>
<p>第三百三條 受託者</p>	<p>受益証券の権利者</p>	<p>第二百六十條 受託者が二人以上ある場合における前項</p>





<p>第二百七十一条第五項において受託者の任務を新受託者に譲渡する信託法第二百六十二条第三項</p>	<p>新受託者の住所 前受託者の住所 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>第二百七十一条第五項において受託者が二人以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>第二百七十一条第五項において受託者が二人以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>受託者の任務 前受託者が二人以前受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>「住所」 いずれかの住所</p>	<p>「前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地」</p>	<p>第六十八條の二 法第二百七十四条第五項の規定において同条第二項(同条第三項の規定により適用する場合を含む。)の規定により解任する場合について信託法第二百六十二条(第五項を除く。)の規定を準用する場合における当該規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p>	<p>読み替読み替えられる読み替えられる字句 読み替えられる字句</p>
--	--	---	---	---	---	--	---	-------------------------	--	--	--

<p>第二百六十二条ある場合における前項</p>	<p>「住所」 「特定目的信託の受益権を発行した受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二号第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地」</p>	<p>第二百六十二条ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>第二百六十二条ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>受託者の任務 前受託者が二人以前受託信託会社等が二以上ある場合における前項</p>	<p>受託信託会社等の任務 前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地</p>	<p>「住所」 いずれかの住所</p>	<p>「前受託信託会社等の本店(受託信託会社等が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第二号第三号から第十五号までに掲げる金融機関であるときは、主たる事務所)の所在地」</p>	<p>第六十九條 法第二百七十五条第五項の規定において同条第一項の財産目録及び貸借対照表については、「受託信託会社等」と読み替えられるものとする。</p>	<p>第六十七條 法第二百七十九條第三項の規定において同条第一項の場合については「受託信託会社等」と読み替えられるものとする。</p>
--------------------------	---	--------------------------	--	--------------------------	--	--	--	-------------------------	---	---	---

第七十一条 法第二百八十四条第三項の規定において同条第一項の委託について法第二百条第三項及び第二百二条の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。



<p>第二百九条第二項において準用する第二百九条第一号</p>	<p>業務開始届出、変更届出、第十條第一項の規定による届出、新計画届出又は第十二條第一項の規定による届出に係る届出書若しくは添付資料又は第七條第二項の</p>	<p>この法律若しくは第二百八十六条第一項において準用する第二百九条第一号</p>
---------------------------------	---	---

(顧客の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七十二条の二 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定は、次に掲げるものとする。

- 一 原委託者が行う受益証券の募集等に関する契約に関して顧客が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて内閣府令で定めるもの
- 二 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二條第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合であつては、次に掲げる事項
  - イ 当該指標
  - ロ 当該指標の変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由
- 三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

2 法第二百八十六条第一項の規定において原委託者が行う受益証券の募集等について準用する法第二百九条第一項の規定において準用する金融商品取引法第三十七条第一項に規定する行為を基礎放送事業者の放送設備により放送をさせる方法その他これに準ずるものとして内閣府令で定める方法によりする場合における同項第三号に規定する政令で定めるものは、前項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

一 顧客が行う受益証券の募集等に係る取引について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨

二 前号に掲げる事項に準ずるものとして内閣府令で定める事項

(船舶登記令等に係る特例)

第七十三条 特定目的信託に係る船舶登記令(平成十七年政令第十一号)第三十五条第一項及び第二項において準用する不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

2 特定目的信託に係る鉱業登録令(昭和二十六年政令第十五号)第六十八条第一項(特定鉱業権関係登録令(昭和五十三年政令第三百八十二号)第二十一条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

3 特定目的信託に係る漁業登録令(昭和二十六年政令第二百九十二号)第五十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

4 特定目的信託に係る建設機械登記令(昭和二十九年政令第三百五十五号)第十六条第一項において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

5 特定目的信託に係る特許登録令(昭和三十三年政令第三十九号)第五十八条第一項(実用新案登録令(昭和三十五年政令第四十号)第七條、意匠登録令(昭和三十五年政令第四十一号)第七

条及び商標登録令(昭和三十五年政令第四十二号)第十條において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

6 特定目的信託に係る著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)第三十六条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

7 特定目的信託に係る回路配置利用権等の登録に関する政令(昭和六十年政令第三百二十六号)第五十五条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

8 特定目的信託に係る自動車登録令(昭和二十六年政令第二百五十六号)第六十一条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

9 特定目的信託に係る航空機登録令(昭和二十八年政令第二百九十六号)第四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

10 特定目的信託に係る地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成十一年政令第四百三十三号)第十一條第二項の規定の適用については、同項第五号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

11 特定目的信託に係る農産物産出当登記令(平成十七年政令第二十五号)第十八條において準用する不動産登記法第九十七条第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

12 特定目的信託に係る公共施設等運営権登録令(平成二十三年政令第三百五十六号)第四十八條第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

13 特定目的信託に係る樹木採取権登録令(令和元年政令第四百八十八号)第四十八條第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

14 特定目的信託に係る漁港水面施設運営権登録令(令和五年政令第三百二十八号)第四十九條第一項の規定の適用については、同項第三号中「信託管理人」とあるのは、「代表権利者又は特定信託管理者」とする。

第四章 雑則

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任の内容)

第七十四条 法第二百九十条第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七条、第三十七條の三第一項及び第二項、第三十七條の四、第三十八條から第四十條(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)まで並びに第四十四條の三第一項の規定とする。

2 法第二百九十条第二項第二号に規定する政令で定める規定は、法第二百八十六条第一項において準用する法第二百九条第一項において準用する金融商品取引法第三十七條、第三十七條の三第一項及び第二項、第三十七條の四、第三十八條から第四十條(同条第二号にあっては、資産対応証券の募集等又は募集等の取扱に係る取引の公正を確保するためのものに限る。)まで並びに第四十四條の三第一項の規定とする。

(証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任)

第七十五条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(同条第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)に委任されたものを除く。)のうち、法第二百九条第一項(法第二百九条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定による権限は、委員会に委任する。ただし、これら

の規定による報告又は資料の提出を命ずる権限並びに公益又は投資者保護のため緊急の必要があると認められる場合及び検査の効果的かつ効率的な実施に特に資すると認められる場合における検査の権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。  
(財務局長等への権限の委任)

第七十六条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限(法第二百四十四条及び第二百三十二条の規定による権限を除く。第四項において「長官権限」という。)は、特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人(法第二百八条第一項に規定する特定譲渡人をいう。以下同じ。)(又は原委託者(法第二百二十四条に規定する原委託者をいう。以下同じ。))の本店、主たる事務所又は住所(以下「本店等」という。))の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、法第二百七十七条第一項(法第二百九十条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含み、法第二百九十条第二項の規定及び前条の規定により委員会に委任されたものを除く。次項において同じ。の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第二百七十七条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問(以下「検査等」という。)で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所、事務所その他の施設(代理店を含む。以下「支店等」という。))に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。  
5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更したときも、同様とする。

(委員会の権限の財務局長等への委任)

第七十七条 法第二百九十条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち次に掲げるものは、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)に委任する。ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

一 法第二百九十条第二項の規定により委員会に委任された同項各号に掲げる権限

二 第七十五条の規定により委員会に委任された法第二百七十七条第一項(法第二百九十条第二項(法第二百八十六条第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。の規定による権限

2 前項各号に掲げる委員会の権限で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長)も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 第一項の規定は、委員会の指定する者に係る同項各号に掲げる委員会の権限については、適用しない。この場合における第二項の規定の適用については、同項中「前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長」とあるのは、「委員会」とする。

5 委員会は、前項の指定をした場合には、その旨を公示するものとする。これを取り消したときも、同様とする。

附則 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十七号)の施行の日(平成十二年十一月三十日)から施行する。  
附則 (平成十二年六月七日政令第三〇三号) 抄

附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号) 抄  
第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。  
(施行期日)

附則 (平成十二年一月一七日政令第四八二号) 抄  
第一条 この政令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。))の施行の日(平成十二年十一月三十日。以下「施行日」という。))から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
一 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四号第三号の改正規定(「若しくは商標権(これらを利用する権利を含む。)」を「、商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。))若しくは著作権」に改める部分を除く。)、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)の施行の日(平成十三年一月六日)

二 第二十九条中資産の流動化に関する法律施行令第四号第三号の改正規定(「若しくは商標権(これらを利用する権利を含む。)」を「、商標権若しくは回路配置利用権(これらを利用する権利を含む。)、技術上の秘密(秘密として管理されている生産方法その他の事業活動に有用な技術上の情報であつて公然と知られていないものをいう。))若しくは著作権」に改める部分に限る。)、弁理士法附則第一条第二号に規定する政令で定める日  
附則 (平成十二年二月二七日政令第五四八号)

この政令は、商法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第九十号)の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。  
附則 (平成十三年一月四日政令第四号) 抄  
(施行期日)

1 この政令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。  
(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。  
附則 (平成十三年二月九日政令第二八号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年四月一日から施行する。  
附則 (平成十三年六月二九日政令第二〇号)  
この政令は、平成十三年十月一日から施行する。  
附則 (平成十三年七月二六日政令第二五三号)  
この政令は、平成十四年四月一日から施行する。  
附則 (平成十三年九月二二日政令第三一一号) 抄  
(施行期日)

第一条 この政令は、商法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成十三年十月一日)から施行する。  
(経過措置)  
附則 (平成十四年一月二三日政令第一〇号) 抄  
第一条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 この政令は、平成十四年二月一日から施行する。

附則（平成一四年三月二〇日政令第五〇号）抄  
（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一四年四月二四日政令第一六四号）

この政令は、商法及び株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年五月一日）から施行する。

附則（平成一四年六月二二日政令第二二〇号）

この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

附則（平成一五年三月二八日政令第一一七号）

この政令は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年四月一日）から施行する。

附則（平成一五年二月二五日政令第五四〇号）抄

第一条 この政令は、平成十八年一月一日から施行する。

附則（平成一六年一月三〇日政令第九号）抄

第一条 この政令は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第四五号）抄

第一条 この政令は、担保物権及び民事執行制度の改善のための民法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附則（平成一六年九月八日政令第二六六号）抄

第一条 この政令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の一部の施行の日（平成十六年十月一日）から施行する。

附則（平成一六年一〇月二〇日政令第三一八号）抄

1 この政令は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一六年一二月三日政令第三八五号）

この政令は、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年二月一日）から施行する。

附則（平成一六年一二月二八日政令第四二九号）抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十六年十二月三十日）から施行する。

附則（平成一七年二月一六日政令第一九号）

第一条 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年二月一八日政令第二四号）抄

第一条 この政令は、不動産登記法の施行の日（平成十七年三月七日）から施行する。

附則（平成一七年三月九日政令第三八号）

1 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。  
（資産の流動化に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置）

2 不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律第三条の規定による改正前の不動産の鑑定評価に関する法律の規定（不動産取引の円滑化のための地価公示法及び不動産の鑑定評価に関する法律の一部を改正する法律附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により不動産の鑑定評価を行うことを禁止する処分を受けた者の次の表の上欄に掲げる法律の規定による調査における取扱いについては、それぞれ同表の下欄に掲げる政令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

投資信託及び投資法人に関する法律第三十八条第二項第九号	第三条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律施行令第四号
投資信託及び投資法人に関する法律第十六条の二第	第四条の規定による改正後の投資信託及び投資
一項（同法第四十九条の十一第一項において準用す	法人に関する法律施行令第二十二号第三号ハ、
第三十四条第三号ハ及び第四十九条第一項第三	第三号ハ

特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第五条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定による改正前の資産の流動化に関する法律の一部を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第三十八条第二項第八号

附則（平成一七年六月二九日政令第三三〇号）抄

第一条 この政令は、平成十七年七月一日から施行する。

附則（平成一八年一月二七日政令第二二〇号）抄

第一条 この政令は、平成十八年二月一日から施行する。

附則（平成一八年四月一九日政令第一七四号）

この政令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。

附則（平成一九年七月二三日政令第二〇八号）抄

第一条 この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附則（平成一九年八月三日政令第三三三号）抄

第一条 この政令は、改正法の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一九年一二月一四日政令第三六九号）抄

第一条 この政令は、平成二十年一月四日から施行する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三十条 既登録社債等については、第三十八条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律施行令第三十六条及び第七十三条第二項の規定は、なおその効力を有する。

附則（平成二二年一月二三日政令第八号）

この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十一年六月一日）から施行する。

附則（平成二二年二月二八日政令第三〇三号）抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、改正法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
 一から三まで 略

四 第一条中金融商品取引法施行令第十六条の四及び第三十八条第二項の改正規定、第五条中農業協同組合法施行令第一条の十六第一項及び第二項の改正規定、第七条中信用金庫法施行令第十三条第一項の改正規定、第十一条中長期信用銀行法施行令第五条の改正規定（同条第一項の表以外の部分中「場合」の下に「（同法第十二条の三を準用する場合を除く。）」を加える部分及び同条に一項を加える部分に限る。）、第十三条中労働金庫法施行令第七条第一項の改正規定、第十九条中水産業協同組合法施行令第十条の七第一項及び第二項の改正規定、第二十一条中保険業法施行令第二十一条の改正規定、第三十二条の規定、第三十三条中投資信託及び投資法人に関する法律施行令第二十一条第一項の改正規定並びに第三十五条の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十二年十月一日）

(罰則の適用に関する経過措置)

**第五条** この政令（附則第一条第二号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年六月二十四日政令第一八二号）抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、放送法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六十五号。以下「放送法等改正法」という。）の施行の日（平成二十三年六月三十日。以下「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

**第十三条** この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二十三年一月一六日政令第三三九号）

この政令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。

附 則（平成二十三年一月二八日政令第三五六号）抄

(施行期日)  
**第一条** この政令は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十七号）の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行する。

附 則（平成二十七年一月二八日政令第三二二号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

附 則（平成二十七年五月一五号政令第二三三三号）抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

附 則（平成二十八年五月二七号政令第二三二二号）抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十九年一月二七号政令第三二六六号）

この政令は、金融商品取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年四月一日）から施行する。

附 則（令和元年一月七日政令第一四八号）抄

1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年二月三日政令第二二二号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（令和三年三月一日）から施行する。

附 則（令和三年八月四日政令第二二三三号）

この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和三年十二月二四日政令第三四四号）抄

(施行期日)

**第一条** この政令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

附 則（令和四年二月一八日政令第四二二号）

この政令は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（令和四年十一月一日）から施行する。

附 則（令和四年六月二四日政令第二三八号）抄

(施行期日)

1 この政令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和四年法律第六十号）の施行の日（令和四年七月一日）から施行する。

附 則（令和四年八月三日政令第二六八号）

この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則（令和五年一月一〇日政令第三二八号）抄

(施行期日)

1 この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。